

新宿御苑廃棄物リサイクル処理等業務仕様書

- 作業名 新宿御苑廃棄物リサイクル処理等業務
- 作業区域 新宿御苑廃棄物集積場及び菊栽培所
- 作業期間 平成30年10月1日から平成35年6月30日まで
- 作業概要 本件は、新宿御苑の利用者等から排出される来園者ごみ（事業系一般廃棄物及び産業廃棄物）等苑内発生廃棄物の処理及び再資源化等を図るため、園外搬出及びリサイクル処理等を行うもの。

1. 一般事項

- (1) 本件は、本仕様書に基づき業務を行うこと。
- (2) 仕様書に明記ない場合又は疑義を生じた場合は、監督員及び確認者と協議すること。
- (3) 仕様書に明記なくとも、作業遂行上当然必要となる軽易な事項は、請負者の負担で行うこと。
- (4) 作業に際しては、苑内外の諸施設物、樹木等を損傷したり、公園利用者等に危害を及ぼすことのないよう十分注意し、常時整理整頓を心がけること。もし損害を与えた場合は、請負者の負担で現状で回復すること。
- (5) 作業に関して関係官公署等への届け出等の手続きを要するときは、監督員及び確認者と協議し、速やかに処理すること。
- (6) 請負者は、本件の履行に関連する法令（廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令等）上のすべての責任を負うものとする。

2. 特記事項

- (1) 作業日時の指定

原則として休園日（毎週月曜日。月曜日が祝祭日の場合翌日）に行うものとする。

ただし、特別開苑期間（3月25日～4月24日及び11月1日～11月15日）及び行事など、一時期に大量の廃棄物が発生する場合等においては、監督員の指示に従い随時作業を行うこと。
- (2) 廃棄物の種別及び予定数量（平成30年10月1日から平成35年6月30日まで）

| | |
|------------------------|-----------------|
| ア. 可燃ごみ（紙くず、生ごみ、紙コップ等） | ・・・ 138, 103 kg |
| イ. 可燃ごみ（刈り芝等） | ・・・ 90, 973 kg |
| ウ. 不燃ごみ（弁当殻、トレイ、ビニール等） | ・・・ 89, 167 kg |
| エ. 空き缶（飲料用） | ・・・ 10, 547 kg |
| オ. 空き瓶（飲料用） | ・・・ 12, 923 kg |
| カ. ペットボトル（飲料用） | ・・・ 24, 337 kg |
| キ. 段ボール・用紙類 | ・・・ 13, 537 kg |
| ク. 粗大ごみ | ・・・ 32, 310 kg |
| ケ. 廃蛍光管 | ・・・ 150 kg |
| コ. 廃乾電池 | ・・・ 250 kg |
| サ. バッテリー | ・・・ 10 kg |
| シ. ガスライター | ・・・ 10 kg |

なお、上記の予定数量は平成27～29年度の実績等を勘案して算出したものであり、実行上は増減が生ずるものである。

(3) 収集方法の指定

- ア. 空き缶、空き瓶、ペットボトル及び粗大ゴミについては、ゴミ処理場に設置している廃棄物回収用コンテナ（粗大ゴミ専用1台、ペットボトル及び空き瓶兼用1台、空き缶（スチール缶及びアルミ缶兼用）1台 合計3台）を請負者所有のアームロール車等により回収する。なお、回収日時については監督員からの指示による。
- イ. 可燃ごみ（紙くず、生ごみ、紙コップ等）及び不燃ごみについては、ゴミ袋（90L）に入れてゴミ処理場に保管しているので、請負者所有のパッカー車等に請負者が積み込み回収する。なお、回収日時については監督員からの指示による。
- ウ. 可燃ごみ（刈り芝等）については、発注者が菊栽培所の刈り芝置き場に保管しているので、請負者所有のトラック等に発注者が積み込み回収する。なお、回収日時については監督員からの指示による。
- エ. 段ボール（重ね積み）、用紙類（紐により梱包）、廃蛍光管、廃乾電池、バッテリー及びガスライターについては、ゴミ処理場に保管しているので、請負者所有のトラ

ック等に請負者が積み込み回収する。なお、回収日時については監督員からの指示による。

(4) 処分方法の指定

- ア. 空き缶、空き瓶、ペットボトル
容器包装に係る分別収集及び再資源化の促進に関する法律（以後「容器包装リサイクル法」という。）に基づき、リサイクル事業者に委託し再商品化する。
- イ. 段ボール・用紙類
容器包装リサイクル法及び資源の有効な利用の促進に関する法律に基づき、リサイクル事業者に委託し再商品化する。
- ウ. 可燃ゴミ（刈り芝含む）
事業系一般廃棄物として、東京23区清掃一部事務組合の「清掃工場」へ搬入・処理する。
- エ. 不燃ゴミ、粗大ゴミ、廃蛍光管、廃乾電池、バッテリー、ガスライター
産業廃棄物として、請負者が許可を受けている中間処理施設へ搬入・処理するとともに処分する。

(5) 数量及び処分の報告

- ア. 廃棄物の種別ごとの処分数量及び処分方法の証明となる書類（一般廃棄物管理伝票（マニフェスト）及び検量証明書）等を速やかに提出し、監督員に報告すること。
なお、（財）日本産業廃棄物処理振興センターによる電子マニフェストにより処理を行うものとする。
- イ. 月ごとに業務完了報告書を提出し、監督員の承認を得ること。

